平成２５年（フ）第１８８７号
大阪府茨木市戸伏町10番26号
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５１号
大阪市平野区長吉長原東３丁目12番４―507号
債務者　大星　智子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９６号
大阪市淀川区新北野３丁目13番18―504号
債務者　大林　幸子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１５号
大阪府高槻市城南町３丁目３番３号
債務者　内山　美保
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４３号
大阪府門真市大橋町28番15―225号　治久丸方
債務者　藤見　郁恵
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４６号
大阪市都島区内代町１丁目４番４号　サンライフ内代606号
債務者　濱池　和枝
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘９棟302号
債務者　伊藤　篤夫
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０号
北海道室蘭市大沢町１丁目10番６号
債務者　小川　久恵
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
盛岡市永井８地割20番地２
債務者　秦　久美子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１３号
岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割10番地２
債務者　日野澤喜久子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第２２号
福島県いわき市鹿島町下蔵持字中沢目８番地の７　Ｂ棟
債務者　四家　伸一
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第１０１号
茨城県ひたちなか市共栄町２番18号、前住所茨城県ひたちなか市勝田泉町１番１―602号　グランラヴィーヌ
債務者　戸倉　松美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
京都市下京区中堂寺南町９番地　アムール五条406号
債務者　吹田　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
京都府八幡市橋本糸ケ上６番地の20
債務者　石川　優子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１０号
京都市伏見区向島善阿弥町17番地　カーサ向島306号、前住所滋賀県野洲市北野１丁目16番26―101号　北口マンション
債務者　清水　直之
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２６号
京都府木津川市相楽城西71番地１　クリサンティヒル山田川308号
債務者　浦上　眞弓（旧姓猪口）
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３５号
京都市左京区岡崎西天王町84番地１　Ｍ＆Ｍ’ｓ　ａｐａｒｔｍｅｎｔ303
債務者　岸本　晴香
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係